

令和３年度 東淀川区社会福祉協議会広報紙「東淀川社協だより」の編集・発行・新聞折り込みによる配布業務委託 仕様書

- １．業務内容：社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という）広報紙「東淀川社協だより」（第１０１・１０２号）を編集、印刷、新聞折り込みにより区内各世帯へ配布する業務。
- ２．発行日：第１０１号 令和３年１２月上旬（令和３年１２月号）
第１０２号 令和４年３月下旬（令和４年４月号）
※発行日を新聞折り込み配布日とする。各号の具体的な発行日は、その都、受託事業者と協議のうえ本会が指示する。
- ３．印刷：オフセット印刷
- ４．体裁：タブロイド版４ページ ニつ折り加工、フルカラー
- ５．発行部数：３５,０００部（新聞折り込み配布 ３０,８００部、本会へ納品 ４,２００部）
※発行部数を変更する必要がある場合の委託料については、本会と受託事業者が協議のうえ決定する。
- ６．用紙：マットコート紙 Ｄ巻＜５７＞
- ７．原稿
 - (１) 初稿は、本会がマイクロソフト社のワード・エクセル等で作成した原稿及び割付案を受託者へ手渡し又はメール送信により入稿する。双方は、広報紙の作成イメージを共有するよう努めるものとする。写真を掲載する場合は、精度の高いデータを受託者へメール送信する。なお、表・グラフ・図形等の場合は、本会がエクセル等で作成したデータを入稿し、それを基に受託者が適宜加工するものとする。
 - (２) 初稿の入稿は、発行予定日の約５０日前とする。
 - (３) 判型は、横組み、２段、１行３３字程度で、書体は丸ゴシックを基本とする。
- ８．編集等
紙面については、本会の原稿並びに割付案を基に、受託者が、編集・レイアウト、カット、レタリング、カラーカンパ等の作成を行うが、本会が変更を指示する場合がある。
- ９．校正
 - (１) 校正は３校まで行うことを基本とするが、２校までとする場合がある。ゲラに朱書きしたもの、又は別途ワード等で作成する校正指示文書を手渡しするか、メールにより本会へ送信する。本会の指示が不明確な場合は、確認作業を十分に行うこと。
 - (２) 受託者は、各校ともカラーカンパを手渡しで、PDFデータはメール送信で提出することとするが、編集イメージを双方で共有するよう努めること。なお、本会が各校のカラーカンパを受領した後、校正済の原稿を受託者へ提出するまでの期間は、次のとおりとする。
初校：土・日・祝を除き、３日以上。

2校：土・日・祝を除き、2日以上。

3校：土・日・祝を除き、1日以上。ただし、事前協議により省略する場合がある。

(3) 受託者は、校了のカラーカンパを手渡し、又はPDFデータの送付などの方法で本会へ提出し、担当者に最終確認を行うこと。

(4) 各校とも、見出し、記事内容、組み替え、写真・イラスト等の変更・差し替え、レイアウトの変更を指示する場合がある。

(5) 校了は、土・日・祝を除き、印刷予定日の3日以上前とする。

10. 納 品

(1) 納品日と納品場所

遅くとも、土・日・祝日を除いた発行日の前日午後5時までに、35,000部のうち4,200部を本会へ納品すること。

(2) 本会への納品方法

二つ折り加工のうえ、500部単位を基本として、部数を包装紙上部に明記すること。

(3) その他

本会ウェブサイト（ホームページ）に掲載するための広報紙のPDFデータを、発行日の前日（発行日が土・日の場合は金曜日）午後4時までにメールにより本会へ送信すること。

11. 新聞折り込み

(1) 折り込みする新聞

東淀川区内の各世帯に配布されている読売、朝日、毎日及び産経の各新聞とする。

(2) 折り込み部数

総数で、30,800部とする。ただし、折込み部数に大きな変更がある場合は、本会へ連絡のうえその指示に従うこと。

12. 代 金

(1) 価 格

価格は、紙面の編集・レイアウト・カラーカンパ等の作成経費及び写真植字・版下作成など印刷に関する一切の経費、PDFデータ化に関する経費、納品、新聞折り込みに関する経費等を一切含めた価格とする。

(2) 支 払

各号が発行・納品・配布された後、受託者の請求に基づいて、請求日から30日以内に支払う。

13. 印刷スケジュール

各号の発行予定日の指示後、出稿・校正・発行までの具体的なスケジュール表を提出すること。なお、スケジュールについては、変更を求めることがある。

14. その他

各号の頁数を増減する場合がある。その場合の経費の増減については、双方で協議して決定する。